

議案第130号

上越市ガス供給条例の一部改正について

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成28年上越市条例第66号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第27号及び第12条第2項中「カーボンニュートラル化対象ガス」を「カーボン・オフセット都市ガス」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。